

刑	00	01	1年
(令和9年3月末まで保存)			

捜 二 第 3 5 8 号
(人 安)
令 和 7 年 5 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長
生 活 安 全 部 長

薬物乱用防止広報強化期間について

全国の薬物事犯の検挙人員は、近年横ばいが続く中、令和6年は1万3,462人と前年より増加し、このうち覚醒剤事犯の検挙人員はこれまで長期的に減少傾向であったものの6,124人と増加に転じた上、再犯者率も66.6パーセントと非常に高いものとなっている。

大麻事犯の検挙人員は増加傾向が続いていたところ、6,078人と前年より減少はしたものの、引き続き高い水準となっているほか、年齢層別検挙人員でみると、20歳未満及び20歳代が約7割を占め、特に若年層における大麻乱用が拡大する中、令和6年12月には、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）が施行され、大麻の不正な施用について、罰則規定が適用されることとなった。

本県における、令和6年中の薬物事犯の検挙人員は87人で、そのうち覚醒剤事犯20人、大麻事犯56人であり、大麻事犯の年齢層別検挙人員は、20歳未満及び20歳代が6割以上で、全国と同様の傾向にあり、特に若年層への大麻蔓延傾向が顕著で深刻な状況である。

警察では、薬物乱用対策推進会議において策定された「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、関係機関及び団体と連携の上、薬物乱用防止対策を推進しているところであるが、このような情勢を踏まえ、社会全体から薬物乱用を排除する気運をより一層高めるため、本年6月及び7月の2か月間を薬物乱用防止広報強化期間とするので、各所属にあっては、「高校生を対象とした大麻の乱用防止に関する広報啓発実施上の重点について」（令和6年3月21日付け生企第413号）も踏まえた上で、効果的な広報啓発活動を推進されたい。

記

1 実施期間

令和7年6月1日（日）から7月31日（木）までの2か月間

2 実施内容

捜査第二課、人身安全対策課、関係機関及び団体が連携の上、広く県民に対して、覚醒剤や大麻等の薬物乱用の現状、薬物の危険性・有害性等に関する広報啓発を行うことで、県民全体の規範意識を向上させ、薬物乱用の未然防止に努める。

3 実施上の留意事項

(1) 薬物乱用の危険性・有害性等に関する正しい知識の周知徹底

薬物乱用を未然に防止するためには、県民が薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識することが重要である。特に青少年は、身近な環境に影響を受け安易な考えで、薬物を乱用する傾向がうかがわれることを捉え、これらの者を中心に薬物乱用の危険性・有害性や乱用が招く様々な影響について認識させるべく、学校等と連携した薬物乱用防止教室の開催等を通じた積極的な広報啓発が必要不可欠である。

薬物乱用防止教室開催に当たっては、乱用に関する基礎知識や具体的な危険性・有害性を理解しやすい内容で教示するほか、広報啓発の対象者一人ひとりが青少年の大麻乱用を「自分ごと」として捉えられるよう、乱用への勧誘に対する対応方法をロールプレイ方式による実践訓練で行うなど薬物乱用の正しい知識を持ち、乱用を拒絶する規範意識を向上させるよう効果的に実施すること。

さらに、薬物乱用防止教室を受ける機会の少ない有職・無職の少年に対しては、関係機関・団体等と連携し、乱用防止教育に触れる機会を提供するとともに対象に応じて工夫した啓発活動に努めること。

また、保護者等を対象とした広報啓発は、インターネット上の違法薬物に関する有害情報から青少年を守る対策の必要性を周知すること。

(2) 大麻に重点を置いた広報啓発活動の推進

若年層の乱用のきっかけは、友人・知人からの誘いやインターネットからの情報入手であることが多く、「大麻は身体に害がない」、「少量なら依存症にならない」といった誤った情報を鵜呑みにし、安易に乱用を始めた例やSNS等インターネットを経由して大麻の入手先を知ったというケースも多い。

これらを踏まえ、単に大麻が規制薬物であるという説明にとどまらず、知覚の変化、依存症、他の薬物の乱用につながるおそれ等を具体的に教示するほか、改正法が施行されたことにより、大麻の不正な施用について、罰則規定が適用されることになったことなど制度改正内容を含めた大麻に対する正しい知識と理解を促進するための広報啓発活動を推進するとともに、対象の目に触れやすいウェブサイトやSNS等の効果的な活用にも努めること。

(3) 「闇バイト」募集及び海外渡航時の薬物対策に関する注意喚起の徹底

SNSなどの犯罪実行者募集情報、いわゆる「闇バイト」に応募した者が、海外からの違法薬物の密輸に加担させられ検挙された事例もあり、「荷物を受け取るだけで報酬」等の誘いには多くの危険を伴うことから、決して応じないよう注意喚起すること。

また、夏休みシーズンには、海外旅行や海外留学等の機会が増加することが予想されるが、渡航先によっては、薬物に対する規制が我が国と異なり、その結果、薬物に対する抵抗感が弱まることも懸念される。渡航先で販売されていた大麻成分入りの食品（キャンディ、クッキー、チョコレート等）を口にして、中毒や重大な健康被害が発生した例もある。

よって、海外で大麻等の薬物を勧められても、興味本位で使用したり、日本へ持ち帰ったりすることがないように、さらに、薬物犯罪組織が旅行客を「運び屋」に勧誘することもあるので、帰国の際に不用意に他人から荷物を預かったり、「運ぶだけで報酬」等の勧誘に乗らないよう、注意喚起すること。

(4) 対象者に応じた効果的な広報啓発活動の実施

対象者の年齢や職業、生活実態等の特性を考慮し、広報啓発用ポスターの掲示やチラシ等の配布、薬物乱用防止教室の開催といった既存の広報啓発方法のみにとらわれることなく、柔軟な発想を持って真に効果的と考えられる活動を実施すること。

特に、若年層に利用者の多いSNSや動画投稿サイト、テレビ等各種媒体、若者が集まる繁華街・商業施設や公共交通機関等のデジタルサイネージを活用した広報啓発の取組等も積極的に検討すること。

(5) 広報啓発資料の有効活用

警察庁においては、薬物乱用防止広報啓発用ポスターやパンフレット等を作成し、各都道府県警察に配布しているほか、ウェブページにも、これらの画像データや広報啓発用メッセージ動画等を掲載している。

本県警察において作成した広報啓発資料に加え、これらについても有効活用し、薬物乱用防止に係る情報を必要とする対象に一人でも多く行き渡るよう、ポスターの掲示場所、パンフレット等の配布先、画像・動画データの掲載・配信方法等を工夫すること。

(6) 相談窓口等の周知徹底

薬物は、一旦乱用し始めると、その依存性から個人の意思で中断することは困難であり、再乱用防止のためには、薬物乱用を早期に発見し、早期に対応することが重要であることから、薬物問題を抱える当事者及びその家族等が、個々の状態及び状況に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、各種相談・支援窓口が記載されたパンフレットを配布するなどして周知を徹底し、相談機関の活用促進を図ること。

(7) 関係機関等との連携の強化

標記強化期間中には、「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月中、こども家庭庁）等、他省庁主催の各種月間・運動も実施されることから、知事部局、教育委員会等関係機関と連携を強化し、また、民間団体の協力を得るなどして、効果的な広報啓発活動を推進すること。

(8) 報道機関に対する効果的な情報提供

薬物乱用防止に関する広報啓発活動を実施する場合又は実施した結果については、報道機関に対し、積極的に情報提供をするとともに、薬物事件の検挙を報道する場合においても、事件概要等と併せて管内の薬物情勢や昨今の薬物事犯の特徴等についても触れるなど、薬物乱用防止に資する報道がなされるよう配意すること。

4 活動報告

効果的な広報啓発活動等の実施状況については、各所属間の情報共有を図るほか、特に功労が認められる場合には表彰を検討することから、申報により捜査第二課及び人身安全対策課に報告されたい。

担 当 捜 査 第 二 課
組織犯罪事件指導係
人身安全対策課
少年対策係